

●タクシー利用料金の助成



障がい者の社会参加や通院のために市内各会社のタクシーを利用する場合、料金の一部を助成しています。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

市公式ウェブサイト
「タクシー券の助成について」▶



〈助成対象者および助成金額〉

手帳の種類		交付枚数
障害者手帳	身体障害者手帳 視覚障がい 1級または2級	36枚 (18,000円)
	身体障害者手帳 その他 身体障がい 1級または2級	24枚 (12,000円)
	精神障害者保健福祉手帳 1級	24枚 (12,000円)
	療育手帳 A	24枚 (12,000円)
特別障害者手当 受給者		24枚 (12,000円)

じん臓機能障がい者の通院費助成

4月から通院費の基準地および基準額の算出方法が変わりました。

じん臓機能障がい1級で、通院して血液透析を受けている方に対し、通院費の一部を助成しています。4月から、次のとおり通院費の基準地および基準額の算出方法が変更になりました。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。



令和6年度分まで			令和7年度分から	
基準地	自宅の最寄りのバス停⇄益田駅		自宅⇄通院する医療機関	
基準額	益田・吉田・高津地区居住の方	基準額 80円×通院日数	すべての地域	基準額（片道分の距離）×通院日数 ※基準額は「基準額一覧」のとおりに ※バスで通院されている方は、往復バス運賃（障害者手帳割引前）の1/4
	上記以外の益田地域居住の方	往復バス運賃の1/4×通院日数		
	美都・匹見地域居住の方	往復バス運賃の1/2×通院日数		

手続きに必要なもの

- ① 申請書
- ② 請求書
- ③ 通院証明書
- ④ 通帳の写し（新規申請のみ）

※①～③の様式は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

市公式ウェブサイト

「人工透析通院交通費助成について」▶



基準額一覧

片道	基準額	片道	基準額
2km未満	80円	15km以上20km未満	800円
2km以上5km未満	200円	20km以上25km未満	1,000円
5km以上7km未満	280円	25km以上30km未満	1,200円
7km以上10km未満	400円	30km以上	1,600円
10km以上15km未満	600円		